

鳥取県公共事業評価委員会における事業評価の考え方

		事前評価	再評価
対象事業	事業種別	県が実施しようとする公共事業	県が現に実施している公共事業
	該当要件	①全体事業費が概ね10億円以上の事業 ②その他知事が特に必要と認める事業	①農林水産省、国土交通省及び経済産業省が所管する国庫補助事業のうち一定期間を経過したもの （詳細は要綱別表参照） ②その他社会情勢の変化等により知事が必要と認める事業
評価の視点		○事業計画の合目的性 ○事業内容等の適切性 ・ルート案 ・代替案 等 ○事業コスト縮減の取組 ○環境への影響、配慮 ・環境への対応 等 ※透明性・客観性の確保のための評価であり、必要性、優先劣後の評価は、原則として行わない。	○事業の必要性 ・社会情勢の変化 ・事業の投資効果 ・事業の進捗状況 等 ○コスト縮減や代替案検討の可能性